

20清須保第 186 号
平成20年11月20日

清須市国民健康保険運営協議会
会長 後藤昌治 様

清須市長 加藤 静 治

国民健康保険における保険給付の内容の変更について（諮問）

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第11条及び清須市国民健康保険運営協議会規則（平成17年規則第94号）第2条第1項の規定により、下記の事項について諮問いたします。

記

健康保険法施行令の一部改正による清須市国民健康保険条例の一部改正について

- 1 出産育児一時金の改定について【第5条関係】
「35万円」を「38万円」に改める。
- 2 施行期日について
平成21年1月1日から施行する。
施行の日の前日までに出生した被保険者に係る清須市国民健康保険条例第5条の規定による出産育児一時金の額は、なお従前の例による。

平成20年11月20日

清須市長 加藤 静 治

清須市国民健康保険運営協議会
会長 後藤 昌 治

国民健康保険における保険給付の改定について（答申）

平成20年11月20日付け20清須保第186号で諮問のありましたこと
について、下記のとおり答申します。

記

当協議会は、市長から諮問を受けた清須市国民健康保険における保険給付の
改定については、事務局から詳細な説明を受け慎重に審議を行った。

本協議会としては、清須市国民健康保険特別会計の健全運営に資する上で、
本諮問は適切であると考えます。

今後とも、市民に健全で安定した清須市国民健康保険特別会計の適正で健全
な運営を推進されることを要望します。